

## 常勤役員給与規程

### (目的)

第 1 条 この規程は、社団法人日本アイソトープ協会定款第 17 条の規定に基づき、常勤役員の給与について定める。

### (給与の区分)

第 2 条 給与は、基本給及び諸手当とする。  
2. 諸手当は、調整手当、通勤手当及び期末手当とする。

### (基本給)

第 3 条 基本給は、月額とし、次の各号に掲げる常勤役員に対し、それぞれ当該各号に定める額を支給する。

(1) 会 長	9 8 0 , 0 0 0 円
(2) 副会長	8 3 3 , 0 0 0 円
(3) 常務理事	7 3 5 , 0 0 0 円
(4) 理 事	6 3 7 , 0 0 0 円

### (諸手当)

第 4 条 調整手当は、勤務地の事情、事務局職務兼務等に対応するもので、支給月額は基本給月額に 100 分の 10 を乗じた額とする。  
2. 通勤手当は、通勤の費用に応じて支払う手当とし、支給月額は 1 月の通勤に要する運賃相当額とする。  
3. 期末手当は、毎年 6 月および 12 月にそれぞれ支払う手当とし、支給額は、基本給と調整手当の月額合計額にそれぞれ 100 分の 340 を乗じた額とする。

### (支給日及び支給方法)

第 5 条 期末手当以外の給与は、毎月 25 日に、その月の支給額から所得税、住民税、健康保険料、厚生年金保険料を控除した金額を、役員が指定する銀行その他の金融機関に設けられた本人名義の預金口座への振込みによって、または、直接本人に通貨をもって支払う。ただし、支払い日が休日の場合はこれを前日に繰り上げる。  
2. 期末手当は、6 月及び 12 月の各 10 日以内に、前項と同様の方法によって支払う。  
3. 第 2 項に規定する 6 月期の期末手当は、常勤役員本人の選択に基づき、6 月期には支払わず、12 月期に一括して支払うことができる。選択は年度初めに行う。

### (あらたに常勤役員となった者の給与)

第 6 条 月の途中において、あらたに常勤役員に選任された者に対する選任当月分の給与(期末手当を除く。以下次条においても同じ。)の額は、それぞれ第 3 条及び第 4 条に規定する額を、当該月の日数に応じて日割計算で支払う。

### (常勤役員でなくなった者の給与)

第 7 条 常勤役員が退職したときは、退職の当月分の給与は、日割計算によって支給する。ただし、常勤役員が死亡したとき、死亡の当月分の給与は、その全額を支給する。